

2025年2月10日

各位

会社名 株式会社タツミ
代表者名 代表取締役社長 伏島 利行
(コード番号 7268 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役 木村 英典
(TEL 0284-71-3131)

自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式消却の理由

2024年11月13日付「株式会社ミツバによる株式会社タツミの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」に記載のとおり、当社と株式会社ミツバ（以下、「ミツバ」といいます。）との間で締結された同日付株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といい、本株式交換契約に基づく株式交換を「本株式交換」といいます。）により、ミツバは、2025年4月1日をもって、当社の発行済株式の全部（但し、ミツバが保有する当社普通株式を除きます。）を取得する予定ですが、当社は本株式交換契約の定めに従い、ミツバが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）をもって、当社が保有する自己株式の全部を消却するものであります。

2. 自己株式の消却内容

（1）消却する株式の種類

当社普通株式

（2）消却する株式の数

基準時において当社が保有する自己株式の全部（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される、株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）

3. 消却予定日

2025年4月1日（火）

基準時において消却いたします。

（ご参考）2025年1月31日現在における自己株式の状況

自己株式数 4,827株（発行済株式総数 6,000,000株）となります。

以上